

千住宿開宿400年記念ロゴ使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千住宿開宿400年記念ロゴ（以下「ロゴ」という。）を足立区（以下「区」という。）が使用し、又は区以外のものに使用させる場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の届出)

第2条 非営利活動のためにロゴを使用しようとするものは、あらかじめ区公式ホームページの専用入力フォームに必要な事項を入力して足立区長（以下「区長」という。）に届出をしなければならない。

(営利目的使用の承認申請)

第3条 営利を目的としたロゴの使用（ロゴを使用した製作物の有償販売若しくは有料イベントの開催又はこれに準じる営利行為における使用をいう。）をしようとするものは、あらかじめ使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、使用承認書（第2号様式）により行う。

3 区長は、第1項の承認に際して、必要と認める条件を付することができる。

(使用の基準)

第4条 ロゴを使用しようとする区以外のもの（以下「ロゴ使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴを使用することができない。

(1) 足立区のイメージを傷つけるおそれがあるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反するとき。

(3) ロゴの使用目的が政治的又は宗教的なものであるとき。

(4) ロゴ使用者が反社会的な組織に属しているとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、区長がロゴの使用を不相当と認めるとき。

(完成見本の提出)

第5条 第3条第2項により承認を受けたロゴ使用者は、製作物等の完成後、あらかじめ完成見本を区に提出するものとする。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって完成見本の提出に代えることができる。

(使用の中止)

第6条 区長は、ロゴ使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ロゴの使用を中止させることができる。

(1) この要綱に違反することが判明したとき。

(2) 申請又は届出の事実と異なるなど、虚偽又は不正があったと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

(責任の制限)

第7条 前条の規定によりロゴの使用を中止した場合、ロゴ使用者に損害が生じても、

区はその責めを負わない。

(ロゴの改変等)

第8条 ロゴ使用者は、区が提供するロゴデータを利用するものとし、ロゴの形状を改変する場合は、事前に区と協議するものとする。

2 ロゴを改変した場合、改変後のロゴに係る著作権等の一切の権利は区に帰属し、改変した者は著作者人格権を行使しないものとする。

(使用料)

第9条 ロゴの使用料は、無償とする。

(遵守事項)

第10条 ロゴ使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ロゴを使用した製作物等の商標登録をしないこと。
- (2) この要綱及び別に定めるロゴ使用ガイドラインの規定に反しないこと。
- (3) ロゴを使用した製作物を有償販売する者は、承認された内容により使用し、区の付した条件に従うこと。
- (4) ロゴの使用に係る権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴの使用に関する事故、苦情等が発生した場合は、ロゴ使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(区による使用)

第12条 区の各課の長は、その責任において、その所管する事業のためにロゴを自由に使用することができる。ただし、第10条第2号に規定するガイドラインの規定を遵守するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 (6足政シ発第334号 令和6年9月10日政策経営部長決定)

この要綱は、令和6年9月20日から施行する。